

第4章

環境を保全・創造するための施策

4.1

環境施策の 総合体系

21世紀半ばを見据えた、奈良市の望ましい環境像「世界的文化遺産と歴史および豊かな自然が調和した都市・奈良」の実現に向けて、環境を保全・創造するための施策を歴史環境・自然環境・快適環境・生活環境・資源の

【基本目標】

【基本方向】

世界的文化遺産と歴史および豊かな自然が調和した都市・奈良

1. 歴史と文化を守り育むまち

①奈良らしい歴史・文化を大切にしよう

②歴史資源をまちづくりに活かそう

2. 自然や生き物を大切にするまち

①豊かな自然を保全・創造しよう

②生物の多様な生息・生育環境を保全・創造しよう

3. 安全で快適な都市環境をつくるまち

①安全で心豊かなまちをつくろう

②美しいまちをつくろう

③水と緑のうるおいあるまちをつくろう

4. 健康に暮らせる生活環境を守るまち

①さわやかな大気と静けさを守ろう

②清らかな水を確保し大切にしよう

③化学物質による環境汚染を防ごう

5. 資源の循環的利用を図るまち

①資源を大切にし、ごみを減らそう

②水の有効利用を進めよう

③エネルギーの適正利用を進めよう

6. すべての主体の参加と連携を図るまち

①環境教育と環境学習を進めよう

②自分たちの役割の下、進んで行動しよう

7. 地球環境を考えて、世界の人々と手を結ぶまち

①地球環境を考えて環境保全活動を進めよう

②世界の人々とともに取り組もう

循環的な利用・参加・地球環境の7つの基本目標にそって総合的に体系化して整理します。17の「基本方向」と、それらを実現するための具体的な「基本施策」を整理します。

【基本施策】

●歴史的文化遺産の保護 ●歴史景観の保全 ●伝統文化・技術の保全と発信 ●環境にやさしい観光の推進

●歴史資源を活かし、ふれあい楽しむまちづくり

●森林、農地、水辺における自然環境の保全と創造 ●すぐれた自然景観の保全と創造 ●歴史環境保全との有機的連携の確保

●多様な動植物の保全

●安全にすごせるまちづくり ●快適に暮らせるまちづくり ●歩いて楽しいまちづくり

●都市景観の保全

●身近な緑や公園、川や池の水辺整備の推進

●大気環境の保全 ●音環境等の保全

●水環境の保全

●多様な化学物質による健康への影響の防止 ●土壌環境の保全

●廃棄物の発生抑制 ●適正なりサイクルの推進 ●廃棄物の適正な処理

●有効利用を進めるまちづくり

●エネルギーの有効利用 ●自然エネルギー等の利用

●環境教育と環境学習の充実 ●環境情報の収集・提供

●市民・事業者・観光客等の環境保全活動への支援

●地球環境保全行動の推進 ●地球にやさしい暮らしの推進

●奈良市から世界へ向けた率先行動の推進 ●世界の都市、世界の人々との協力・連携の推進

1. 奈良らしい歴史・文化を大切にしよう

古都奈良としての歴史の歩みの中で、世界遺産に代表される数多くの歴史遺産や文化が受け継がれてきました。これらと恵まれた自然が一体となって醸し出している貴重な奈良らしさを損なうことなく守り、次の世代へと継承していく必要があります。このため大和青垣国定公園、奈良公園、矢田自然公園などに代表される豊かな自然と歴史的文化遺産が融合した景観の保全、先人達が培ってきた伝統文化や貴重な文化財の保護、さらには国際文化観光都市として国の内外へ広く伝えていくべき環境にやさしい観光の推進を施策の基本とします。

基本施策

● 歴史的文化遺産の保護

① 世界遺産等の保護と啓発

- ・ 世界遺産の周辺において、バス乗務員待機所設置等を併せアイドリング・ストップの実行を図ります。
- ・ 啓発活動とPRを行います。

② 文化財の指定と保護

- ・ 市指定文化財の指定、指定文化財保護のための補助を行います。

③ 歴史的風土の保存

- ・ 古都保存区域など、古都保存法により歴史的風土を保存します。

④ 関係機関との調整

- ・ 埋蔵文化財・遺跡の保全に伴い道路・河川・水道・ガス等の関係機関との調整を図ります。

● 歴史的景観の保全

① 伝統的な建築物等の保存、修景整備の推進

- ・ 奈良町都市景観形成基準及び修理・修景基準に基づき町並み保全整備を図ります。

② 古都における良好な歴史的風土保全のための規制・誘導

- ・ 歴史的風土保存区域、風致地区、奈良市都市景観条例等の制度の活用により良好な歴史的風土の保全を図ります。
- ・ 歴史的価値のある建築物の指定、保存を推進します。
- ・ 古都の景観に配慮した公共建築物の建設・整備を行います。
- ・ 奈良らしい風景の発掘とPRを行い、保全意識の啓発を行います。

●伝統文化・技術の保全と発信

①伝統工芸工房館の設立

- ・伝統工芸の発信基地として（仮称）ならまち工芸工房館を設立し、伝統文化技術の保全と発信に寄与します。

②文化財総合機構などの設置

- ・平城宮跡地において文化財研究に関する世界的センターとして「国立文化財総合機構」などの誘致を図り、総合研究、修復研究及び情報発信等を進めていきます。

③人材育成、交流

- ・後継者育成セミナー、各種研修事業の実施、異業種交流や商人塾の充実を図ります。
- ・情報力等の経営資源を活用する能力を持つ人材を育成し、伝統文化技術の保全と発信に寄与します。
- ・奈良市中小企業人材助成制度の活用を図り、人材育成を進めます。

④地場産業の活性化

- ・伝統工芸・地場産業の地域特性、独自性を活かした活性化施策を展開します。

●環境にやさしい観光の推進

①マイカー利用抑制

- ・環境定期券の導入を検討するなどマイカー乗り入れ抑制の推進を図ります。
- ・シャトルバス、コミュニティ観光バス等による公共交通機関の利用促進を図ります。

②歩いて観光できる施策の整備等

- ・歩いて泊まれる宿泊施設の案内や、マップの作成、拝観・土産利用セット割引チケット等総合割引制度等の施策の展開を図ります。



2. 歴史資源をまちづくりに活かそう

平城京としての数々の遺産や文化財、そして古都として育まれてきた文化や習慣、それらすべてが奈良市の貴重な歴史資源であり、その豊富さは他に類をみないものとなっています。それらの資源のひとつひとつには、古来からの人の営みや自然との調和の方法がうつし出されています。これらを市民の日常の生活や事業活動、まちづくりに取り入れることができれば、本市の特性を生かした環境にやさしい生活や事業活動そしてまちづくりにつながっていきます。したがって、これらの貴重な歴史資源を活かし市民が身近にふれあい、楽しめることを施策の基本とします。

基本施策

●歴史資源を活かし、ふれあい、楽しむまちづくり

①歴史資源とふれあう観光の振興

- ・歴史資源のネットワーク化による新しい観光ルートなどを検討します。
- ・歴史資源となる建築物の買収・修復を進めます。
- ・歴史資源を活かした名所のあるまちづくりを進めます。
- ・総合案内システム、観光案内人ボランティア制度の充実を図ります。
- ・歴史資源情報システムの推進を図ります。
- ・大極殿の復元整備等古代都城文化を体験的に理解できる場づくりの推進を図ります。

②ふれあえる場の整備

- ・歴史博物館建設事業の推進を図ります。
- ・重要な史跡の整備として、史跡朱雀大路跡の復元整備等を行います。

③参加への支援

- ・歴史教室、カルチャーセミナー等生涯学習へのカリキュラム化を行います。

2 自然や生き物を大切にすまち

本市の恵まれた自然環境と歴史遺産がみごとに調和することによって貴重な奈良らしさが創り出されています。野生生物もその豊かな自然環境を生育空間として微妙な生態系のバランスを保ちながら自然や人とのふれあいを保ってきました。しかし近年の宅地開発や市民の生活圏域の拡大は、自然や野生生物の減少を招き、身近にふれあう場や機会も失われつつあります。

今ある自然をできる限り保全し、減少したり失われた自然の回復や再生を図るとともに、身近に自然や野生生物とふれあう場や機会を確保することを基本方向として示します。



基本方向

1) 豊かな自然を保全・創造しよう

【基本施策】

- 森林、農地、水辺における自然環境の保全と創造
- すぐれた自然景観の保全と創造
- 歴史環境保全との有機的連携の確保

2) 生物の多様な生息・生育環境を保全・創造しよう

【基本施策】

- 多様な動植物の保全



【市民としての行動】

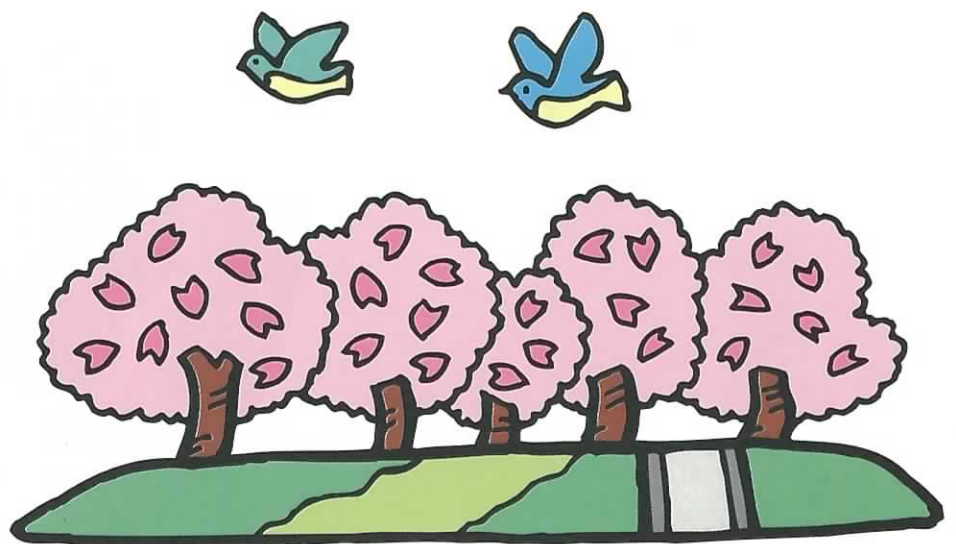
- ・ 自然や野生生物に関心を持ち、余暇活動では積極的にふれあう等、理解を深めます。
- ・ 草木を傷つけたり、持ち帰ったりしません。
- ・ 緑化活動へ積極的に参加します。
- ・ 野生生物の不要な捕獲や生息場所を乱したり、危害を加えるなどの行動はしません。
- ・ 自然や野生生物の保護活動への参加・協力を努めます。

【事業者としての行動】

- ・ 開発や事業活動において、自然の保護や再生・創造、野生生物などの生育空間の保護・再生・創造などできる限り自然環境の保全に努めます。
- ・ 緑化や野生生物保護について、技術の提供など協力・支援します。
- ・ 地域における自然環境の保全活動への参加・協力・支援に努めます。

【観光客等としての行動】

- ・ 自然や野生生物を傷つけたり、採取、捕獲等の行為をつつしみ、ふれあいを大切にします。
- ・ 自然や野生生物の保護に協力します。



1. 豊かな自然を保全・創造しよう

原生的な自然の保全と活用はもとより、野生生物の生育空間、四季を彩る自然風景、希少性から見て優れた自然景観を保全し、再生・創造する施策を基本とします。これとあわせて歴史環境の保全施策との有機的連携を確保する施策も基本とします。

基本施策

●森林、農地、水辺における自然環境の保全と創造

①森林や農地、水辺などの保全

- ・森林の持つ多様な機能を保全するため、間伐や林道網の整備を図り、健全な森林の保全に努めます。
- ・分収造林、造林事業等により山林の保全を図ります。
- ・保護樹木、保護樹林の指定により森林の保全を図ります。
- ・民有林保存への優遇措置を図ります。
- ・未利用耕地の活性化を図ります。
- ・ため池等はできる限り保全することとし、開発に伴う埋め立て等については、十分な事前協議と対策の強化を図ります。
- ・生物の生息・生育に配慮した河川整備の推進を図ります。

②市民の自然環境保全に関する取り組みの支援

- ・農業体験、交流を通じた自然環境保全意識の啓発を図ります。
- ・自然保護教育・学習の推進を図ります。
- ・「ふるさとの川づくり」や河川愛護の理解を得るための広報活動を行います。
- ・市民や市民グループの協力を得た草刈や農作業、山林の保全管理などの維持管理の仕組みづくりを行います。
- ・森林における環境教育の実践や環境教育ボランティアの育成を行います。

③農林産業の振興を通じた自然環境の保全

- ・環境保全機能の維持・再生のための農業的支援等の充実を図ります。
- ・森林整備計画の強化や林道整備事業（舗装整備）の推進を図ります。
- ・森林組合活性化事業を推進します。
- ・観光産業との連携による農業の活性化を図ります。
- ・地域林業形成促進事業などにより林産資源の健全な育成を図ります。
- ・流域森林総合整備事業の展開により、健全な森林の育成を図ります。

●すぐれた自然景観の保全と創造

①都市・地域景観の保全と形成

- ・農村集落景観の保全や農地の良好な整備など地域景観に配慮した基盤の整備を行います。
- ・自然の音、風景、奈良らしさなど、自然百選の選定を検討します。

●歴史環境保全との有機的連携の確保

①歴史資源と一体となった自然環境・景観の保全

- ・文化観光保存地区を指定することによって、文化観光資源・施設と一体となった自然環境や景観の保全を図ります。
- ・歴史的風土保存区域及び風致地区内の恵まれた自然を守るため、緑地環境の保全を図ります。



2. 生物の多様な生息・生育環境を保全・創造しよう

本市の恵まれた自然は、野生生物の生息・生育の場でもあり、春日山原始林や奈良公園には、貴重な昆虫も存在しています。これらの生息・生育環境を保全していくことはもちろんのこと、身近な環境においても多様な動植物が生育していけるような空間を確保していくことを施策の基本とします。

基本施策

●多様な動植物の保全

①保全体制の推進

- ・動植物保護のための、自然環境担当の組織づくりを検討します。

②生き物の身近な生息環境づくり

- ・公園や緑地について野鳥や昆虫などの生息に適した環境の保全を図ります。
- ・生け垣等民有地における緑化を推進するなどによって、野鳥や昆虫などの生息環境の確保に努めます。
- ・森林、農地、水辺、公園のビオトープ化及びネットワーク化を図ります。
- ・在来の動植物の生息・生育に資する緑化、湿地等の水環境の保全及び創造を図ります。

③市民の生態系保全に関する取り組みの支援

- ・リバーウォッチング、自然観察会などの開催により動植物への保護意識の啓発を推進します。
- ・ペット等の野性化による在来種・希少種への被害を防止します。
- ・河川清掃、稚魚放流、イベント開催などを支援します。

④野生動植物の保護

- ・里地、里山、交流ファームの設置など、野生動植物の保護と意識の啓発を進めます。

3 安全で快適な都市環境をつくるまち

子供からお年寄りまで、すべての人が安心できる都市基盤づくりの推進など市民生活の安全を最優先とします。その上で古都奈良の魅力ある美しい都市環境を保全し、うるおいや安らぎが感じられる身近な水と緑を創造することによって、快適な日々の暮らしや営みが将来にわたりつづけていけることを基本方向として示します。



基本方向

1) 安全で心豊かなまちをつくろう

【基本施策】

- 安全にすごせるまちづくり
- 快適に暮らせるまちづくり
- 歩いて楽しいまちづくり

2) 美しいまちをつくろう

【基本施策】

- 都市景観の保全

3) 水と緑のうるおいあるまちをつくろう

【基本施策】

- 身近な緑や公園、川や池の水辺整備の推進
- 



主体の役割

【市民としての行動】

- ・家庭での防災に努めるとともに地域の防災活動への積極的な参加や防犯に努めます。
- ・ポイ捨てや不法投棄の防止に努め、地域の美化運動に積極的に参加します。
- ・自転車の放置や迷惑駐車をやめて、快適なまちづくりに協力します。
- ・庭やベランダ、屋上等の緑化や花づくりに努めます。
- ・水辺や公園等ふれあいの場に親しみ・活かすとともに、維持・管理に協力します。

【事業者としての行動】

- ・安全を優先した事業活動に努めます。
- ・工場や事業場敷地での緑化に努めます。
- ・建築デザイン、看板設置等都市の景観に配慮した事業活動を行います。
- ・自動販売機には回収容器を設置するなどポイ捨て防止や不法投棄防止に努めます。
- ・研修や啓発、美化活動の実践に努めます。

【観光客等としての行動】

- ・施設利用に関して、避難路の確認など自らの防災に努めます。
- ・水辺や公園等の環境にやさしい利用に努め、維持管理に協力します。
- ・ごみの持ち帰り、また排出する場合には分別してまちの美化に協力します。



1. 安全で心豊かなまちをつくろう

安全は、市民生活にとって最も基本的であり重要な要素です。市民生活や事業活動を支える道路や公園等の公共施設の整備を図り、住宅やビルの安全性を確保することによって、火災・地震・水害等の災害に備えたまちづくりを目指します。その上ですべての人が安心して快適に暮らし、歩くことが楽しくなる都市環境を実現する施策を基本とします。

基本施策

●安全にすごせるまちづくり

①防災性の高い都市整備の推進

- ・多様化する自然災害、人為的災害の発生の未然防止に努めます。
- ・災害に強い都市構造の形成、防災性向上のための根幹的な公共施設の整備、ライフラインの強化を進めます。
- ・公共公益施設、住宅等の耐震性の向上を進めるとともに、災害に強い安全な住まいづくりを推進します。
- ・避難地、避難路など避難ネットワークの整備及び防災機能を有する公園の整備を図ります。
- ・緑地や農地の計画的保全、都市公園の整備を行います。

②総合的な治水対策等の推進

- ・総合治水対策計画の推進などにより、水害防止や治水事業を促進します。
- ・下水道計画における合流区域については、市街地を浸水から安全に守るための分水幹線の整備を図ります。
- ・山崩れ、地すべり等の災害危険箇所を調査し、その改修・整備について国・県と連携しつつ計画的に進めます。

③予防対策と災害時の対応の仕組みづくり

- ・予防行政の効率化、査察体制の強化、都市防災調査研究の推進、防災行政無線の活用を図ります。
- ・備蓄物資の品目・数量・保管場所の増加、避難場所の追加指定、避難場所案内標識の設置を行います。
- ・災害時における有害物質の処理対策を促進します。
- ・災害を最小限におさえ、即事対応が可能となるように消防署等の適正配置を行います。
- ・市民に対する応急手当の普及・啓発活動を行います。

④防犯に配慮したまちづくりの推進

- ・防犯の行き届いたまち、暴力のないまちにします。

●快適に暮らせるまちづくり

①制度の適切な運用と実践

- ・国や県の環境影響評価制度の適切な運用及び環境配慮指針の策定を検討します。
- ・開発指導要綱等により、快適なまちづくりの確保を図ります。

②福祉に配慮したゆとりと安らぎのあるまちづくり

- ・公共施設及び公園等のバリアフリー化等を進めるとともに、有機的連携を図る計画の推進を図ります。
- ・民間施設におけるバリアフリー化を促進するため、啓発指導を進めます。
- ・ゆとりとうるおいのある住まいづくりや周辺環境づくりを推進します。

③良好な市街地環境整備の推進

- ・人口増加や良好な住宅地供給の要求に対応した適切な見直しと総合的な計画を推進します。
- ・土地の自然条件あるいは都市基盤施設の整備水準や土地利用の動向に応じた適切な用途地域の見直しを進めます。
- ・景観に配慮した市街地の環境を維持するための高度地区の見直しを進めます。
- ・健全な環境の確保を目的とした住民参加等による地区計画制度の導入を図ります。
- ・良好な市街地の形成を図るため、道路・公園・下水道等都市基盤の整備を推進します。

④環境に配慮した防疫活動と衛生思想の普及

- ・感染症予防対策として防疫薬剤散布には環境に配慮し必要最小限の散布に努めるとともに市民に対して啓発に努めます。
- ・市民の日常生活における衛生啓発を行うことにより感染症を媒介する害虫の発生を防ぐことに努めます。

●歩いて楽しいまちづくり

①歩行者・自転車利用者の安全性の向上

- ・連続立体交差事業の推進により、地域の分断や踏切事故等の解消を図ります。
- ・自転車専用道、自転車歩行者道、コミュニティ道路、自動車通行規制の検討等、歩行者と自転車利用者にやさしい道路づくりの推進を検討します。
- ・歩行者・自転車利用者及びドライバーのマナー向上に向けた啓発を行います。
- ・自動車利用の自粛の呼びかけ、迷惑駐車や放置自転車の追放の啓発を行います。
- ・事故多発箇所対策、バリアフリー整備など生活道路の改良事業を推進します。
- ・歩道における透水性舗装や歩きやすい舗装材の選定など市道舗装の整備を促進します。
- ・交通安全施設の充実を図ります。
- ・路上の不法占有物撤廃を促進します。
- ・歩車共存道路整備やシンボルロード整備を進め、歩いて楽しい歩行者空間整備を進めます。

②歩行者・自転車利用者の快適性の向上

- ・歴史や文化を感じるまち・道づくりや花のある街（緑化の促進）づくりを推進することによって、歩いて楽しいまちづくりの実現を図ります。



2. 美しいまちをつくろう

古都としての風格と伝統が感じられるまちを目指し、無秩序な開発を防ぐなど、美しい田園風景や山並み、都市景観と歴史的な景観が調和した良好な景観の保全と形成を図る施策を基本とします。またごみの落ちてない清潔なまちづくりなど、環境美化に配慮した施策もあわせて基本とします。

基本施策

●都市景観の保全

①都市環境の美化

- ・国際文化観光都市として美観形成のための美化促進重点地域を設定し、ポイ捨て防止活動の推進を図ります。
- ・環境美化に心がける児童の育成や市民による環境美化運動等の支援を行います。
- ・空き地の管理者に対し、雑草・枯れ草及び投棄された廃棄物を除去し、また不法投棄を防止する措置を講ずるよう指導に努めます。
- ・動物愛護および適正な飼育について啓発を行うことにより関心と理解を深め、犬猫による糞害やみだらな繁殖等を防ぎ、人と動物との共生に努めます。

②良好な都市景観の形成

- ・奈良市都市景観条例に基き策定した都市景観形成基本計画により、都市景観の保全を進めます。又地区計画等の法規制の活用により景観整備の推進を図ります。
- ・奈良市都市景観条例に基づき、歴史的なまちなみを周辺地区と一体的な形で保全するために、指導・助言を行います。
- ・文化財と調和する住宅市街地の形成を進めるとともに、緑とうるおいのあるまちなみや生活基盤の整った住環境の整備を進めていきます。
- ・公共空間、特に街路上の駐輪・看板などはみ出しを防止し、良好な景観形成への誘導・促進に努めます。また美しいまちなみ景観のための電線類の地中化を促進します。
- ・彫刻のあるまちづくりを進めます。

3. 水と緑のうるおいあるまちをつくろう

子供たちが遊び、市民が憩うことのできる身近な水辺や公園整備など、うるおいある暮らしを続けていける施策を基本とします。

基本施策

● 身近な緑や公園、川や池の水辺整備の推進

① 身近な緑の保全と創造

- ・ (仮称)生け垣助成制度の活用促進、(仮称)花いっぱい運動の民有地への拡大など既存施策の拡充について検討します。
- ・ 生産緑地地区を保全し、市街地内の身近な緑を確保します。
- ・ 緑教室や展示会、緑の相談室、ふるさとみどり基金の活用などにより緑化意識の高揚と普及に努めます。
- ・ 公園整備の際は、土と水と緑を活かした公園や、本来周辺に見られる動植物が自然に生息・生育できるような場所の復元など、地域の環境資源の活用を努めます。
- ・ 街路樹・花等の植栽整備等を推進し、身近な緑の創造に努めます。
- ・ 快適で緑豊かな住み良いまちづくりのための都市公園を整備します。
- ・ 身近な緑やうるおい空間整備を図るなど、子育てを支援する遊び場の整備の推進や、住環境整備の推進を図ります。

② 身近な水辺の保全と創造

- ・ 身近な水辺としての河川・水路・用水・ため池等の保全と活用を図ります。
- ・ 親水性のある河川整備を進めるとともに、水辺の自然環境の保全と創造を促進し、水辺とむすんだ緑のネットワーク化を図ります。
- ・ 礫間浄化などによる河川水質浄化モデル事業を実施し、安全で心地よい水辺の創出に努めます。
- ・ 水とふれあうまちづくりを目指し、まちの水景整備を進めるとともに、人をいざなう水辺の創生に努めます。

4 健康に暮らせる生活環境を守るまち

市民が恵まれた環境の下、健康で文化的な生活を営むために、さわやかな大気、清らかな水、静けさの確保、化学物質からの汚染の防止を基本方向として示します。



基本方向

1) さわやかな大気と静けさを守ろう

【基本施策】

- 大気環境の保全
- 音環境等の保全

2) 清らかな水を確保し大切にしよう

【基本施策】

- 水環境の保全

3) 化学物質による環境汚染を防ごう

【基本施策】

- 多様な化学物質による健康への影響の防止
- 土壌環境の保全





【市民としての行動】

- ・家庭からの排水対策に努めます。
洗剤を正しく使います。油は適正に処理をします。水切り袋を使用します。食べ残し・飲み残しを流しません。
- ・徒歩や自転車、公共交通機関の利用に心がけます。
- ・環境にやさしいマイカー利用を実行します。
アイドリングストップの実行、急発進・空ぶかしの追放、ならマイカーひとやすみデーの実行、低公害・低燃費車の利用促進に努めます。
- ・近隣への騒音等に配慮します。
ピアノやテレビ、ステレオ等の音やペットの鳴き声等、生活騒音が隣近所の迷惑にならないよう配慮します。
- ・化学物質の使用にあたっては、正しい知識や情報を基に、用途にあった使い方と責任ある管理に努めます。

【事業者としての行動】

- ・事業活動に伴うばい煙、排水、騒音等の低減及び公害の防止に努めます。
- ・事業活動に伴う車両について、アイドリング・ストップの実施、低公害・低燃費車の導入を検討します。
- ・従業員への研修等を行います。
- ・建設工事等において、低騒音・低振動等低公害機器の使用に努めます。
- ・化学物質の使用について、用途、方法、使用量等適正に行い、適正に管理します。

【観光客等としての行動】

- ・観光等には、できるだけ徒歩、自転車、公共交通機関を利用します。
- ・洗剤等の適正使用など水質の保全に努めます。
- ・観光等には、近隣や他の者へ迷惑とならないよう配慮します。

1. さわやかな大気と静けさを守ろう

さわやかな大気と静けさの確保に向けて、大気環境の監視・観測体制の充実、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の低減による大気環境基準の達成、また自動車騒音・振動対策、工場・事業場及び建設作業騒音・振動対策、悪臭等生活環境を保全する施策を基本とします。

広域的広がりをもつ問題については国や県、周辺関係市町村と連携した施策を基本とします。

基本施策

●大気環境の保全

①監視体制の整備及び強化

- ・大気環境の監視、観測を推進します。
- ・大気調査・研究体制の整備の促進を図ります。

②工場・事業場の排出ガス等対策の推進

- ・立入検査の実施、規制基準の遵守等、監視・指導を行います。

③自動車交通対策の推進

- ・パークアンドライドやマイカーひとやすみデー等環境にやさしい自動車利用運動を推進します。
- ・路上駐車や駐車場探しの交通渋滞・交通事故を解消させるため、駐車場案内システムを導入し都市環境や大気環境の保全に努めます。

④アイドリング・ストップの推進

- ・駐停車中の自動車のアイドリング・ストップを啓発します。

⑤低公害車の導入

- ・公用車に低公害車、燃費の良い車種の導入を推進します。

⑥広域的な大気汚染対策の推進

- ・周辺自治体と連携した浮遊粉じん対策、光化学オキシダント対策を推進します。

⑦野焼き防止の推進

- ・野焼き防止の指導を推進します。

●音環境等の保全

①交通騒音・振動の測定

- ・道路沿道での騒音・振動測定を継続し、実態把握に努めます。
- ・環境騒音の測定を継続し、実態把握に努めます。

②工場・事業場などの騒音・振動対策の推進

- ・立入り検査の実施、規制基準の遵守等、監視・指導を推進します。

③近隣対策の推進

- ・生活騒音の低減のための知識の普及啓発、深夜営業騒音の低減の指導を図ります。
- ・日照や通風などの確保、電波障害の対応を推進します。

④良好な音環境の保全と創造

- ・音100選に選定された音風景の保全と周知、その他音風景の保全と創造に努めます。



2. 清らかな水を確保し大切にしよう

清らかな水の確保に向けた監視・観測を進め、水利用に際して環境への負荷が自然的浄化能力を超えることのないようにすることが大切です。水環境の安全性をも含めて負荷を低減するために、自然の浄化能力の向上、下水道整備の促進や生活排水対策等の施策を基本とします。また水道水源での植林や適正な森林管理、ゴルフ場での農薬の使用の抑制等による健全な水環境の確保の施策もあわせて基本とします。

基本施策

●水環境の保全

①監視体制の整備

- ・河川、地下水の常時監視・観測を推進します。
- ・水質調査・研究体制の整備の促進を図ります。

②工場・事業場排水対策の推進

- ・立入検査、排水基準の遵守等、監視・指導を行います。
- ・水道水源保護の指導の強化を図ります。

③生活排水対策の推進

- ・生活排水対策の啓発を推進します。
- ・汚濁の進んでいる河川へ生活排水を排出している地区など、特に生活排水対策を必要とする地区をモデル地区とする事業を推進します。

④水質保全対策

- ・河川やため池等へのごみの投棄の削減（クリーン対策、愛護啓発）を推進します。
- ・水源流域自治体や大和川流域自治体と水質保全対策について協力と連携を推進します
- ・水道水源の定期監視の強化と市民活動による実践を行います。

⑤水道水源の保全

- ・水道水源流域の森林の保全（水源涵養林の保全）を行います。

⑥下水道の整備

- ・公共下水道事業、農業集落排水事業等を計画的に推進します。
- ・水洗化のPRや、水洗便所改造資金の積極的融資などによって、公共下水道への理解を深め、下水道への接続促進に努めます。

3. 化学物質による環境汚染を防ごう

現在、私たちの暮らしの中でさまざまな化学物質が広範に使用されていますが、その使用の方法や廃棄の方法によっては人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。このような化学物質による大気や水、土壌環境等への影響、人の健康や生態系への影響を低減することや未然に防止する観点から、その使用や廃棄にあたっての施策を基本とします。

基本施策

●多様な化学物質による健康への影響の防止

①監視

- ・有害大気汚染物質の測定を推進します。

②発生源対策

- ・発生源における有害化学物質を測定し、実態把握に努めます。
- ・ゴルフ場農薬の水質監視・指導を推進します。
- ・有害化学物質に対する適正な知識と情報の周知を図ります。

③情報の収集、提供など

- ・内分泌攪乱化学物質などの未解明の化学物質の情報収集、提供に努めます。
- ・科学的知見の蓄積を踏まえ国や県と連携した適切な対応を検討します。

●土壌環境の保全

①化学物質の調査

- ・地下水や土壌などの化学物質による汚染の実態把握に努めます。



5 資源の循環的利用を図るまち

私たちは日常生活や通常の事業活動の中で、もの、水、エネルギーといった資源を消費し、廃棄物を排出しています。資源を大量に消費し、廃棄しつづけることによる環境の悪化を防止するため、資源を効率的に使用し、できるだけ廃棄に結びつけず循環させていく必要があります。

このため資源の循環的利用を図るには、資源を大切にしておいて廃棄物を極力出さない施策、水の有効利用を進める施策、エネルギーの効率的な利用を図るなどの施策を基本方向として示します。

基本方向

1) 資源を大切にし、ごみを減らそう

【基本施策】

- 廃棄物の発生抑制
- 適正なりサイクルの推進
- 廃棄物の適正な処理

2) 水の有効利用を進めよう

【基本施策】

- 有効利用をすすめるまちづくり

3) エネルギーの適正利用を進めよう

【基本施策】

- エネルギーの有効利用
- 自然エネルギー等の利用



【市民としての行動】

- ・買物袋の持参や不要な包装を断る等ごみの発生抑制に努めます。
- ・物を大切にし、できる限り再使用、再利用します。
- ・フリーマーケットや不用品交換情報等を活用します。
- ・古紙、牛乳パック、瓶、缶等はリサイクルを徹底し、地域のリサイクル活動に協力します。
- ・再生紙トイレトペーパー等リサイクル製品を積極的に購入します。
- ・家庭からの省エネルギー化に努めます。
 - 省エネルギー型家電製品を選びます。
 - 適正な暖房・冷房温度を守ります。
 - フィルターの掃除等適正な使用と管理を心がけます。
 - 待機電力をなくしたり、テレビのつけっぱなしを止めるなど、こまめにスイッチを切ります。
 - 自宅の電気・ガス・水道の使用量を把握します。(環境家計簿)
 - ごみは決められた種類、決められた日、決められた時間内に出します。
 - 生ごみの自家処理(コンポスト化)にも取り組みます。
- ・水利用への工夫と行動、水涵養への行動に努めます。
 - 風呂水の再利用等により節水します。雨水の貯留使用、雨水浸透施設の設置等も検討します。

【事業者としての行動】

- ・原料、材料は可能な限り、再生資源や廃棄物として処理が容易なものを使用します。
- ・製造過程での、廃棄物の発生の抑制、製品としての包装材の減量を行います。
- ・製品が廃棄される場合、再生、リサイクル、分別しやすいものとします。
- ・事業活動で使用する物の再使用、再生使用、リサイクルを行うとともにリサイクル製品、グリーン製品の使用を進めます。
- ・事業場やオフィスで、コピー枚数の減少化、資料配布の最小化、両面コピー機導入に努めます。
- ・廃棄物については、適正に処理します。
- ・事業場やオフィスでの節水や節電、省エネルギーに努めます。クリーンエネルギーの利用促進・自然エネルギーの積極的使用を図ります。

【観光客等としての行動】

- ・ごみの減量化、分別廃棄、リサイクルに協力します。
- ・節水、節電、省エネルギーに協力します。

1. 資源を大切にし、ごみを減らそう

地球上の資源には限りがあります。私たちは生活する上で、必要とする資源をできる限り有効に使い、将来世代にいたるまで、等しく資源を使用することができることを確保しなければなりません。

ごみを発生させない暮らしや事業活動の工夫、再資源化の徹底によって、限りある資源の有効利用を図る。さらには、出たごみの適正処理により環境への負荷の低減を減らし、ものの自然な循環を促進する施策を基本とします。

基本施策

●廃棄物の発生抑制

①ごみの減量化

- ・流通過程でのごみの減量化を図るシステムを検討します。
- ・事業系廃棄物減量化施策を行います。
- ・買い物袋の持参運動、量り売りなどを推進します。
- ・紙容器、再生品や生分解性プラスチック、詰め換え商品など、廃棄物の減量に役立つ商品の購入啓発に努めます。

②生ごみの減量と利用

- ・家庭用生ごみ堆肥化容器及び密閉容器購入者へ助成金を交付し、生ごみの減量化に努めます。
- ・減量化・資源化率を上げるために、公園・街路植栽などへの活用を検討します。

●適正なリサイクルの推進

①ごみ減量とリサイクル運動の促進

- ・分別廃棄、分別収集を徹底します。
- ・公共施設（公民館他）拠点回収を促進するとともに、市内事業者（販売店）における店頭自主回収の推進を支援します。
- ・大型家具等再生事業を推進します。
- ・廃棄物再生利用施設としてのリサイクルプラザ建設やコンポスト事業化施設建設を促進します。
- ・全市的なリサイクルを推進し、支援します。
- ・市民・事業者・観光客等・市がリサイクルの役割を共有する新しい社会システムの確立を図ります。
- ・再資源化原料を使用した商品の積極的な購入・使用を促進します。
- ・最新リサイクル技術及び再資源化原料の市場の情報収集を行います。

②リサイクル製品の利用拡大

- ・公共団体での再生紙・汚泥再生建材の使用、市民の不要品を公共施設の備品にするなど、リサイクルされた製品の利用拡大とそのPRを行います。
- ・リサイクル製品カタログ・販売店マップの作成、見本市の開催等、リサイクル製品に関する情報を提供します。

③汚泥等の資源の再利用

- ・コンポスト化、建設資材化などの有効利用について検討します。
- ・焼却灰の有効利用を進めます。

④啓発活動の推進

- ・親と子のリサイクルツアーの実施や、環境フェスティバル（リサイクルフリーマーケット）の開催などによって、市民意識の高揚を図ります。

●廃棄物の適正な処理

①廃棄物の適正処理体系の確立

- ・分別収集体制の整備、中間処理施設の建設、最終処分場施設の整備など、廃棄物の適正処理の整備を推進します。
- ・責任分担、費用分担の明確化、市民・事業者・観光客等・市を含む適正な処理体系を確立します。

②廃棄物の適正処理の推進

- ・自己処理責任、適正処理可能な製品づくりなど、事業系廃棄物減量化施策を推進します。
- ・分別排出とごみ袋の透明化を徹底します。
- ・適正処理困難指定廃棄物の適正処理の指導を行います。
- ・廃棄物の不法廃棄防止（パトロール）に努めます。

2. 水の有効利用を進めよう

健全な水循環は、市民生活はもとより農業や工業等の事業活動にとっても重要なものです。私たちは、さまざまな形で水の利用を図っているため、各々の利用の段階で負荷を減らし適正な水循環を促進するとともに、水質や水量等水環境の安全性を確保する施策を基本とします。

基本施策

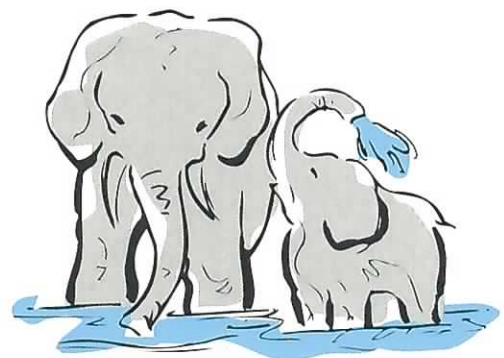
●有効利用を進めるまちづくり

①水の有効利用を進める意識の高揚と有効利用対策

- ・ 節水コマ、節水型便器、トイレ用擬音装置、ミニポンプ等、節水型機器の普及促進に努めます。
- ・ 下水処理の再生水利用や再生水循環システムの導入の検討など、水の再利用の促進に努めます。
- ・ 雨水貯留タンク設置など、一般家庭での雨水利用システムの導入を誘導します。
- ・ 雨水浸透施設の整備の促進を図ります。
- ・ 渇水対策を考慮した、ため池の整備を図ります。
- ・ ポスターやパンフレット、小学生用副読本、有効利用ニュース（新聞）などによる水の有効利用に対する意識を高揚するための広報に努めます。

②水道の機能向上

- ・ 老朽管の敷設替えや漏水調査、配水コントロール施設の機能的な整備等に努めます。



3. エネルギーの適正利用を進めよう

私たちの日常生活や事業活動はあらゆる局面でエネルギー利用に関係しています。このエネルギーには限りがあり、効率的な利用が必要ですが、その使用量を減らすことは二酸化炭素の発生の抑制ともなるなど、環境への負荷を減らすことにもつながります。

また、太陽光等の環境に負荷の少ない自然エネルギー等への利用移行も、地球温暖化防止など地球環境への負荷を減らす有効な対策です。このためエネルギーの適正利用ならびに自然エネルギーの利用を図る施策を基本とします。

基本施策

●エネルギーの有効利用

①エネルギー利用の効率化

- ・新規開発や再開発の際には、地域冷暖房と電気の供給をするコージェネレーションの導入について検討します。
- ・風土に適した伝統的な建材、断熱材の使用、太陽光などを積極的に利用する形状の導入など、建築物による省エネ対策の普及に努めます。
- ・燃料の使用の効率化対策を促進します。
- ・ライトアップの見直しなど夜間照明の見直しを行います。
- ・省エネルギー型街路灯の導入を進めます。

②省エネルギー対策の啓発、広報活動

- ・省エネルギー対策の必要性に対する市民の理解と意識の向上を行います。
- ・市民、事業者、市の協力体制のもとでの省エネ効果のモニタリングを行います。
- ・省エネに対するパンフレット等の発行・啓発を行います。

●自然エネルギー等の利用

①自然エネルギー等の利用促進

- ・太陽光発電、太陽熱温水など太陽エネルギーの利用の啓発を行います。
- ・公共施設等の建設に際して、太陽エネルギーの利用を図ります。
- ・自然エネルギーの普及、啓発、自然エネルギー利用計画の策定を推進します。
- ・木材くずなど生物に由来するエネルギー、水の流れなどその他の未利用エネルギーの利用と開発について検討します。

6 すべての主体の参加と連携を図るまち

日常生活や事業活動といった多様な市民活動は、あらゆる面で何らかの環境負荷を生じさせています。環境の保全に関して担うべき役割を知り、環境保全行動が有する意義を、進んで理解することが求められています。

それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、自主的で積極的な行動をとることにより、すべての主体が環境保全行動に参加する社会の実現を基本方向として示します。

基本方向

1) 環境教育と環境学習を進めよう

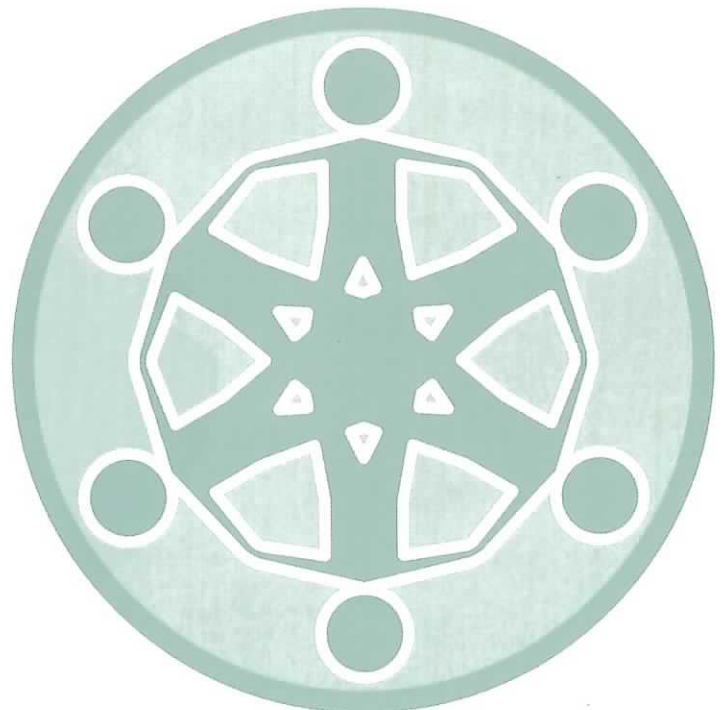
【基本施策】

- 環境教育と環境学習の充実
- 環境情報の収集・提供

2) 自分たちの役割の下、進んで行動しよう

【基本施策】

- 市民・事業者・観光客等の環境保全活動への支援





【市民としての行動】

- ・環境教育、環境学習を通して、人と環境との関わりについての理解を深めます。
- ・家庭からの環境保全行動として、生活排水対策や省エネルギー化、環境にやさしいマイカー利用等、できることから実践します。
- ・地域の環境保全活動や民間団体活動に参加します。

【事業者としての行動】

- ・環境と人との関わりについて、研修や学習の場をつくり、理解を深めます。
- ・地域での環境保全活動へ積極的に役割に応じた参加を進めます。
- ・省エネルギー化や廃棄物の発生抑制等を率先して行います。

【観光客等としての行動】

- ・市民、事業者、市と連携して環境保全活動に努めます。



1. 環境教育と環境学習を進めよう

すべての主体が環境保全の意識や効果、自分たちの役割と責任を理解し、日常生活や事業活動の中にも環境保全行動が自然と根づいていくことを目的とします。そのため環境に関する情報や学習の機会や場の提供、学校教育や社会教育での取り組みを推進する施策を基本とします。

基本施策

●環境教育と環境学習の充実

①環境教育の充実

- ・創意と工夫に満ちた教育課程の編成、教職員の資質と指導力を向上します。
- ・小学校カリキュラムの充実や副読本の配布を行います。
- ・奈良の歴史遺産や伝統行事、自然環境を題材とした環境教育を通し、身近な環境を生きた教材として認識を深めます。新しい環境教育の研究や活用を促進します。
- ・教育設備水準の向上のため施設・設備整備を促進します。

②環境学習の充実

- ・豊かな自然環境を利用した子供たちの遊び場等、自然体験・学習の場の整備を推進します。
- ・生涯学習の推進のための総合的公開講座を充実します。
- ・女性の学習ニーズに応える婦人学級等を開催をします。
- ・高齢者学級等を活用して環境学習の機会の拡充を行います。
- ・公民館における環境学習関係講座や親子ふれあい環境教室を開催します。
- ・自然とふれあうネットワークの形成を促進します。
- ・農林畜産体験学習を促進します。

③人材育成と支援体制の強化

- ・学習グループの指導者ならびにボランティアの育成・強化を図ります。
- ・地域の子供会活動やスポーツ少年団の育成、地域ぐるみの児童健全育成体制の確立を図ります。
- ・老人ボランティア活動の育成、老人クラブ組織の拡充・活性化、各種講座の充実を図ります。
- ・青年の若い感性と豊かな創造性を活かし、子供たちに自然の素晴らしさや、生命の輝きに触れる感動を伝え、共に分かち合える「自然案内人」としての青年ボランティアを養成します。

④ 広報活動

- ・ 広報活動により環境保全と創造についての意識の高揚に協力と理解を求め、環境保全活動への支援体制を充実します。
- ・ 市民ぐるみの自然保護活動を進めるため、広報活動を通じて、市民意識の高揚及び自然保護教育・学習を推進します。
- ・ 学校教育の充実及び市民の地域・社会活動等の場を活かした普及・啓発を図ります。
- ・ 地域に密着した情報誌・広報誌による啓発を進めます。

● 環境情報の収集・提供

① 環境情報バンクの導入

- ・ 環境観測データ、環境に関する資料の一元的管理による的確な情報の提供に努めます。

② 情報の発信及び提供

- ・ 環境保全に関する情報提供と意識の啓発を推進します。



2. 自分たちの役割の下、進んで行動しよう

すべての主体がその立場に応じた公平な役割分担の下で、自主的・積極的に環境保全活動に参加し、行動する社会の実現が必要です。市、市民、事業者、観光客等それぞれの役割に応じた行動を支援し、相互に連携を図りながら積極的に進める施策を基本とします。

基本施策

●市民・事業者・観光客等の環境保全活動への支援

①実践活動の支援

- ・市民相互の連帯を高め、やさしさとふれあいのある明るく住みよいまちづくりを進めます。
- ・市民だよりをはじめ、各種広報手段を通じて、リサイクル、地球温暖化防止など環境保全の啓発を進め、市民の環境問題への取り組みを促進します。
- ・(仮称)奈良市環境施策推進協議会を設置し、市民、事業者、観光客等及び市が一体となって環境の保全と創造のための行動に取り組むよう努めます。

②エコビジネスの推進

- ・エコマークやグリーン購入の啓発を図り、環境にやさしいエコビジネスの推進を支援します。
- ・公害防止施設を設備する事業者に利子補給を行い、環境保全活動への支援を行います。



7 地球環境を考えて、世界の人々と手を結ぶまち

地球温暖化防止やオゾン層の保護、酸性雨の防止等の地球環境の保全は、市民からの行動、地域からの行動が基本です。そのため日常生活や事業活動を見直すことから環境への負荷の低減に取り組み、その行動の輪を世界の都市や人々へと広げていくことを基本方向として示します。



基本方向

1) 地球環境を考えて環境保全活動を進めよう

【基本施策】

- 地球環境保全行動の推進
- 地球にやさしい暮らしの推進

2) 世界の人々とともに取り組もう

【基本施策】

- 奈良市から世界へ向けた率先行動の推進
- 世界の都市、世界の人々と協力・連携の推進





主体の役割

【市民としての行動】

- ・家庭からの活動を基礎に連携を広げ、地球的視野を持って環境の保全に努めます。
- ・フロンガス等使用機器の購入を控え、既存の機器の廃棄に際しては適正に排出します。
- ・アイドリング・ストップの実行とともに、二酸化炭素の排出削減のための行動に努めます。
- ・環境に配慮された製品の購入に努めます。
- ・市民レベルでの国際協力活動に参加します。

【事業者としての行動】

- ・地域からの連携、参加に積極的な役割を果たすよう努めます。
- ・二酸化炭素等温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化の防止に努めます。
- ・二酸化炭素吸収源となる森林の保全、緑化に努めます。
- ・フロンガス等の代替物質への転換を図り、またフロンガス等の回収と適正処理に努めます。
- ・低公害車の導入やアイドリング・ストップを実行します。
- ・環境に配慮した製品の研究、開発に努めます。
- ・環境にかかわる国際交流事業やイベントコンベンション事業に協力します。

【観光客等としての行動】

- ・アイドリング・ストップへの協力、二酸化炭素の排出削減を配慮した行動に努めます。
- ・市民・事業者・市との活動の連携を図ります。



1. 地球環境を考えて環境保全活動を進めよう

地球温暖化防止のため、省エネルギーに心がけ、不必要なエンジンの稼動をやめるアイドリング・ストップを実行する、オゾン層の保護のためにフロンガスを使用していない製品を購入するなど、日常の生活や事業活動における着実な地球環境保全行動の促進の施策を基本とします。

基本施策

●地球環境保全行動の推進

①地球温暖化防止の取り組み

- ・地球温暖化防止のための実行計画を策定し、実施します。
- ・二酸化炭素の吸収源となる森林の保全・創造を行います。
- ・アイドリング・ストップの推進や低公害車の導入等を進めます。

②酸性雨対策の推進

- ・酸性雨の実態を長期的に把握するため、雨水のモニタリング調査を継続します。

③フロンガス回収事業

- ・一般廃棄物に含まれるフロン回収及び適正処理を行います。

●地球にやさしい暮らしの推進

①生活行動の見直し

- ・日々のくらしの中で、マイカー利用をひかえる等啓発を進めます。
- ・日常生活や事業活動において、環境に配慮された製品購入の啓発と推進を図ります。

②消費行動の見直し

- ・大量消費、過剰な消費を抑制する意識を育てます。

2. 世界の人々とともに取り組もう

足元からの地球環境保全の行動は重要ですが、それだけに止まっては効果的にも限界が生じます。

また、地球環境問題に対する着実な取り組みや奈良市としての積極的な国際貢献も必要です。このため世界の都市や国際的機関、民間団体等と積極的に連携し、その取り組みを地球規模にまで広げていく施策ならびに奈良市として率先して国際貢献ができる施策を基本とします。

基本施策

●奈良市から世界へ向けた率先行動の推進

- ①歴史的遺産周辺などへの車両の乗り入れの抑制。
- ②世界的な文化遺産や伝統を内外にアピール。

●世界の都市、世界の人々との協力・連携の推進

- ①市民文化活動の振興
 - ・国際文化観光都市にふさわしい文化交流事業を通じて、世界との連携を図ります。
- ②諸外国との交流・連携の促進と国際協力の推進
 - ・民間レベルでの国際協力への支援を検討します。
 - ・海外の都市との職員の派遣や研修生の受け入れを行います。
 - ・友好都市との連携による環境保全行動を推進します。
- ③施設整備の推進
 - ・奈良コンベンションビューローなど、国際化時代に対応できる交流の拠点としてのコンベンション施設等の整備を促進するとともに、イベント・コンベンションの開催を推進します。
- ④情報の発信
 - ・インターネットを活用した情報発信を行います。

主体の役割のまとめ

市民 としての 行動

【歴史と文化を守り育むまち】

- ・奈良の歴史や文化に関心をもち、理解を深めます。
- ・歴史的文化遺産やその周辺への車両乗り入れの自粛やアイドリング・ストップの実行など環境の保護に努めます。
- ・サイクル観光等、環境にやさしい観光を実行・応援します。
- ・市民レベルでのPRや交流に努めます。

【自然や生き物を大切にすまち】

- ・自然や野生生物に関心を持ち、余暇活動では積極的にふれあう等、理解を深めます。
- ・草木を傷つけたり、持ち帰ったりしません。
- ・緑化活動へ積極的に参加します。
- ・野生生物の不要な捕獲や生息場所を乱したり、危害を加えるなどの行動はしません。
- ・自然や野生生物の保護活動への参加・協力を努めます。

【安全で快適な都市環境をつくるまち】

- ・家庭での防災に努めるとともに地域の防災活動への積極的な参加や防犯に努めます。
- ・ポイ捨てや不法投棄の防止に努め、地域の美化運動に積極的に参加します。
- ・自転車の放置や迷惑駐車をやめて、快適なまちづくりに協力します。
- ・庭やベランダ、屋上等の緑化や花づくりに努めます。
- ・水辺や公園等ふれあいの場に親しみ・活かすとともに、維持・管理に協力します。

【健康に暮らせる生活環境を守るまち】

- ・家庭からの排水対策に努めます。
洗剤を正しく使います。油は適正に処理をします。水切り袋を使用します。食べ残し・飲み残しを流しません。
- ・徒歩や自転車、公共交通機関の利用に心がけます。
- ・環境にやさしいマイカー利用を実行します。
アイドリングストップの実行、急発進・空ぶかしの追放、ならマイカーひとやすみデーの実行、低公害・低燃費車の利用促進に努めます。
- ・近隣への騒音等に配慮します。
ピアノやテレビ、ステレオ等の音やペットの鳴き声等、生活騒音が隣近所の迷惑にならないよう配慮します。
- ・化学物質の使用にあたっては、正しい知識や情報を基に、用途にあった使い方と責任ある管理に努めます。

【資源の循環的利用を図るまち】

- ・買物袋の持参や不要な包装を断る等ごみの発生抑制に努めます。
- ・物を大切にし、できる限り再使用、再利用します。
- ・フリーマーケットや不用品交換情報等を活用します。
- ・古紙、牛乳パック、瓶、缶等はりサイクルを徹底し、地域のりサイクル活動に協力します。
- ・再生紙トイレトペーパー等りサイクル製品を積極的に購入します。
- ・家庭からの省エネルギー化に努めます。
 - 省エネルギー型家電製品を選びます。
 - 適正な暖房・冷房温度を守ります。
 - フィルターの掃除等適正な使用と管理を心がけます。
 - 待機電力をなくしたり、テレビのつけっぱなしを止めるなど、こまめにスイッチを切ります。
 - 自宅の電気・ガス・水道の使用量を把握します。(環境家計簿)
 - ごみは決められた種類、決められた日、決められた時間内に出します。
 - 生ごみの自家処理(コンポスト化)にも取り組みます。
- ・水利用への工夫と行動、水涵養への行動に努めます。
 - 風呂水の再利用等により節水します。雨水の貯留使用、雨水浸透施設の設置等も検討します。

【すべての主体の参加と連携を図るまち】

- ・環境教育、環境学習を通して、人と環境との関わりについての理解を深めます。
- ・家庭からの環境保全行動として、生活排水対策や省エネルギー化、環境にやさしいマイカー利用等、できることから実践します。
- ・地域の環境保全活動や民間団体活動に参加します。

【地球環境を考へて、世界の人々と手を結ぶまち】

- ・家庭からの活動を基礎に連携を広げ、地球的視野を持って環境の保全に努めます。
- ・フロンガス等使用機器の購入を控え、既存の機器の廃棄に際しては適正に排出します。
- ・アイドリング・ストップの実行とともに、二酸化炭素の排出削減のための行動に努めます。
- ・環境に配慮された製品の購入に努めます。
- ・市民レベルでの国際協力活動に参加します。

事業者 としての 行動

【歴史と文化を守り育むまち】

- ・奈良の歴史や文化、景観等を活かした事業活動を心がけます。
- ・歴史的文化遺産や伝統文化の保全にあたって、技術の提供など、役割と能力に応じた協力・支援をします。
- ・歴史資源にふれあえ、楽しむ機会や場づくりに協力・支援します。

【自然や生き物を大切にすまち】

- ・開発や事業活動において、自然の保護や再生・創造、野生生物などの生育空間の保護・再生・創造などできる限り自然環境の保全に努めます。
- ・緑化や野生生物保護について、技術の提供など協力・支援します。
- ・地域における自然環境の保全活動への参加・協力・支援に努めます。

【安全で快適な都市環境をつくるまち】

- ・安全を優先した事業活動に努めます。
- ・工場や事業場敷地での緑化に努めます。
- ・建築デザイン、看板設置等都市の景観に配慮した事業活動を行います。
- ・自動販売機には回収容器を設置するなどポイ捨て防止や不法投棄防止に努めます。
- ・研修や啓発、美化活動の実践に努めます。

【健康に暮らせる生活環境を守るまち】

- ・事業活動に伴うばい煙、排水、騒音等の低減及び公害の防止に努めます。
- ・事業活動に伴う車両について、アイドリング・ストップの実施、低公害・低燃費車の導入を検討します。
- ・従業員への研修等を行います。
- ・建設工事等において、低騒音・低振動等低公害機器の使用に努めます。
- ・化学物質の使用について、用途、方法、使用量等適正に行い、適正に管理します。



[資源の循環的利用を図るまち]

- ・原料、材料は可能な限り、再生資源や廃棄物として処理が容易なものを使用します。
- ・製造過程での、廃棄物の発生の抑制、製品としての包装材の減量を行います。
- ・製品が廃棄される場合、再生、リサイクル、分別しやすいものとしします。
- ・事業活動で使用する物の再使用、再生使用、リサイクルを行うとともにリサイクル製品、グリーン製品の使用を進めます。
- ・事業場やオフィスで、コピー枚数の減少化、資料配布の最小化、両面コピー機導入に努めます。
- ・廃棄物については、適正に処理します。
- ・事業場やオフィスでの節水や節電、省エネルギーに努めます。クリーンエネルギーの利用促進・自然エネルギーの積極的使用を図ります。

[すべての主体の参加と連携を図るまち]

- ・環境と人との関わりについて、研修や学習の場をつくり、理解を深めます。
- ・地域での環境保全活動へ積極的に役割に応じた参加を進めます。
- ・省エネルギー化や廃棄物の発生抑制等を率先して行います。

[地球環境を考えて、世界の人々と手を結ぶまち]

- ・地域からの連携、参加に積極的な役割を果たすよう努めます。
- ・二酸化炭素等温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化の防止に努めます。
- ・二酸化炭素吸収源となる森林の保全、緑化に努めます。
- ・フロンガス等の代替物質への転換を図り、またフロンガス等の回収と適正処理に努めます。
- ・低公害車の導入やアイドリング・ストップを実行します。
- ・環境に配慮した製品の研究、開発に努めます。
- ・環境にかかわる国際交流事業やイベントコンベンション事業に協力します。

観光客等 としての 行 動

【歴史と文化を守り育むまち】

- ・ 徒歩や自転車、公共交通機関を利用する等環境にやさしい観光に努めます。
- ・ 観光の際にはバスのアイドリング・ストップ等を理解し、協力します。

【自然や生き物を大切にすまち】

- ・ 自然や野生生物を傷つけたり、採取、捕獲等の行為をつつしみ、ふれあいを大切にします。
- ・ 自然や野生生物の保護に協力します。

【安全で快適な都市環境をつくるまち】

- ・ 施設利用に関して、避難路の確認など自らの防災に努めます。
- ・ 水辺や公園等の環境にやさしい利用に努め、維持管理に協力します。
- ・ ごみの持ち帰り、また排出する場合には分別してまちの美化に協力します。

【健康に暮らせる生活環境を守るまち】

- ・ 観光等には、できるだけ徒歩、自転車、公共交通機関を利用します。
- ・ 洗剤等の適正使用など水質の保全に努めます。
- ・ 観光等には、近隣や他の者へ迷惑とならないよう配慮します。

【資源の循環的利用を図るまち】

- ・ ごみの減量化、分別廃棄、リサイクルに協力します。
- ・ 節水、節電、省エネルギーに協力します。

【すべての主体の参加と連携を図るまち】

- ・ 市民、事業者、市と連携して環境保全活動に努めます。

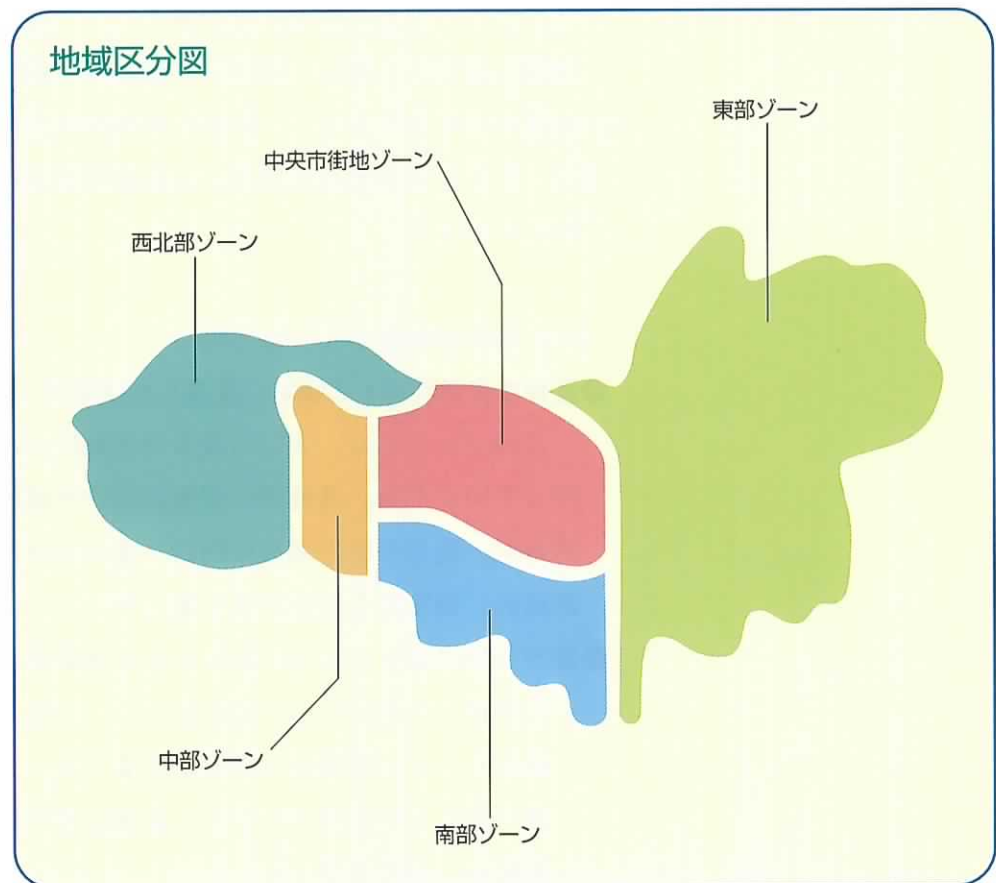
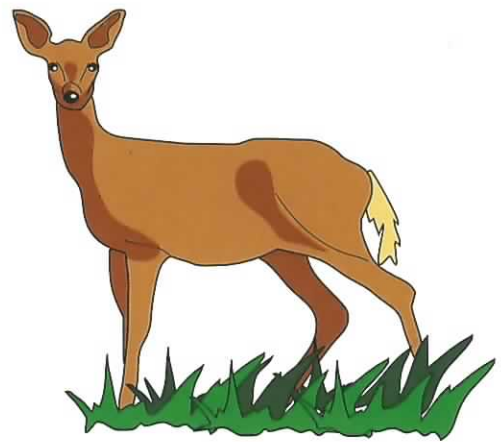
【地球環境を考えて、世界の人々と手を結ぶまち】

- ・ アイドリング・ストップへの協力、二酸化炭素の排出削減を配慮した行動に努めます。
- ・ 市民・事業者・市との活動の連携を図ります。

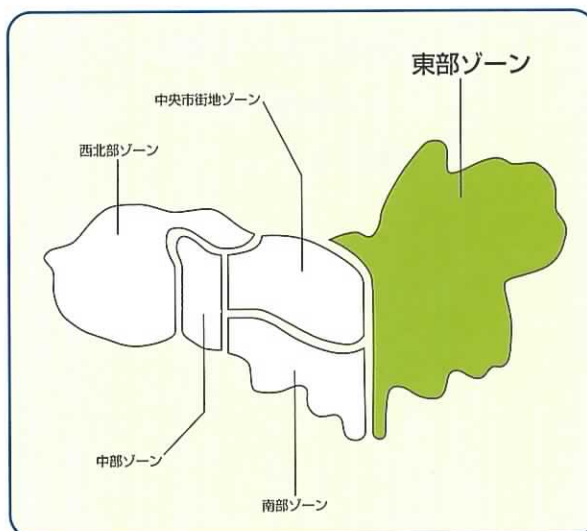
4.3 地域別の施策

地域別の基本方向の策定にあたっては、各地域における多様な特性を踏まえ、その長所を保持・育成し、短所を改善することによって、それぞれの地域における環境についての機能を果たすことを目指します。

なお地域の区分は、「奈良市新総合計画 第2期基本計画」の地域構成に準拠します。



4.3.1 東部ゾーン



(1) 地域の環境特性

春日山から東の大和高原へ連なるこのゾーンは、全域が市街化調整区域であり、森林地域と農村地域が大部分を占め、良好な自然環境が保たれていますが、一部地域は土石採取場やゴルフ場となっています。

地域の北部は、棚田（里山）と集落の景観や水辺空間に恵まれ、南部は大和茶の主産地でもあり、優れた茶畑や集落の景観がみられます。また、広大な森林地域が貴重な水資源の涵養機能を有しており、淀川水系に属しています。

(2) 地域の環境づくりの方向

●豊かな自然環境との調和に配慮した計画的、効率的な土地利用を図ります。

・このゾーンでは、人口の減少や高齢化がみられ、良好な自然環境を守っていくため、農林業の振興に向けた農林業生産基盤の整備を推進する他、就労の場の形成に向け、豊かな自然環境との調和に配慮した計画的、効率的な土地利用を進めます。

●豊かな緑と清らかな水に恵まれた自然環境の保全・活用を図ります。

・本地域の大部分を占める山林については、大和青垣を形成する重要な緑地として、積極的な保全が必要です。また、青少年のための体験学習の場として利用するなど、地域住民の利便の増進と都市機能の充実を図ることも重要です。

- ・布目川や白砂川など地域を流れる主要な河川については、周辺の山林や田園の緑とともに、貴重な自然環境資源として、環境保全に考慮した水辺に親しむ河川整備等の方策を検討します。

●良好な田園環境の保全・活用を図ります。

- ・地域の水田や茶畑、集落等が創り出している田園環境は、周辺の自然環境の中に溶け込み、特徴のある景観を呈しています。これらを本地域の個性を育む優れた景観として保全・活用します。

●豊かな自然環境の中に息づく歴史資源の保全・活用を図ります。

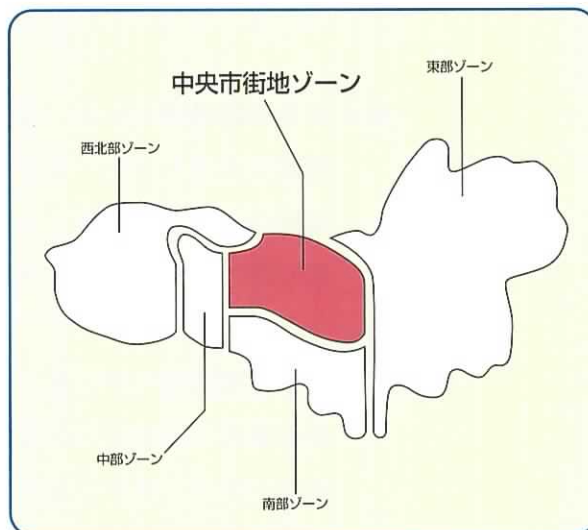
- ・集落景観や伝統的行事など、それぞれの集落の持つ個性豊かな歴史的環境を保全・活用します。
- ・柳生街道、東海自然歩道などを活用し、歴史散策路の整備や沿道の石仏群や社寺等を保全することなどにより、歴史的景観の形成を図ります。

●貴重な水源涵養地域としての保全を図ります。

- ・本地域の大部分を占める森林地域は、水源の涵養機能や本市の水道水源地として公益的機能を有するため、これらの機能の維持・増進に努めます。
- ・本地域は本市はもちろん周辺自治体にとっても重要な水道水源地であることから、周辺自治体と連携して水質の保全に努めます。特に水源保護地域、特定保護地域における排出水については十分に配慮します。



4.3.2 中央市街地ゾーン



(1) 地域の環境特性

古くから本市の中心であり、春日山を含む奈良公園一带から近鉄新大宮駅周辺の市街地におよぶ地域となり、世界に誇れる奈良らしい景観を形づくっており、水系は大和川流域に属しています。

本地域は、世界的な歴史的文化遺産が数多く分布し、8資産群が世界遺産に登録されました。

市街地北側には佐保山丘陵、東側には春日山原始林、御蓋山、奈良公園の自然が広がっています。

その一方で、本地域は本市の核をなす地域であり、多様な都市機能の集積とともに、世界的な観光地であることから、交通渋滞の問題も生じています。

(2) 地域の環境づくりの方向

●奈良公園周辺の自然環境や歴史環境の計画的な整備・保全を図ります。

- ・県立奈良公園とその周辺は、奈良市のシンボルとして国内外に知られており、世界遺産をはじめとして数多くの歴史的文化遺産が点在していることから、その良好な自然環境及び歴史環境を関係機関との協力のもと計画的な整備・保全を図ります。

●奈良町周辺の歴史的な街並み景観の保全を図ります。

- ・奈良町は、かつての平城京の時代を経て中世に発達したまちであり、現在もその面影をとどめる歴史的な街並みや伝統文化が受け継がれており、その味わい深い歴史的街並み景観や伝統文化を育む歴史的環境を保全していきます。

●渋滞等の道路交通問題の解消に向けた整備を図ります。

- ・本地域は、県都としての都心機能のみならず、観光交通の拠点であるため、内外の交通が集中することから、道路体系の整備やバス路線を中心とする公共交通網の整備充実、歩道等の整備などにより、安全で快適な都心の交通体系と空間整備の充実を図ります。

●良好な音風景の保全・活用を図ります。

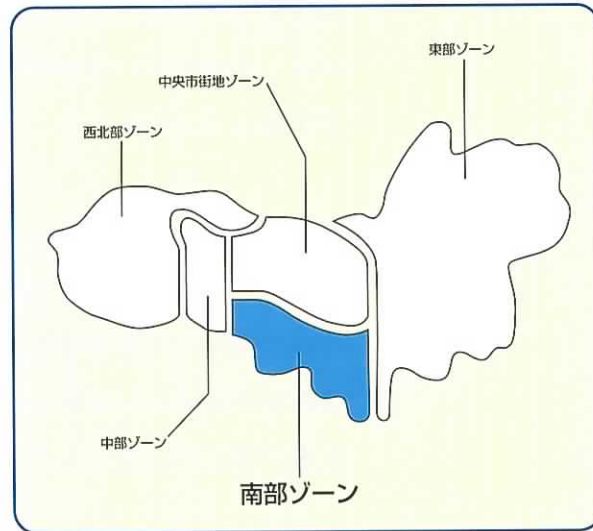
- ・環境庁が平成8年に実施した「残したい日本の音風景100選」にも選ばれた「春日野の鹿と諸寺の鐘」の中であげられている東大寺、興福寺等の鐘の音を貴重な音風景として保全し、環境指標の一つとして活用を図ります。

●水辺環境の保全と育成を図ります。

- ・奈良公園及びその周辺、佐保川及びその水系の小河川や池については、歴史的景観を構成する重要な要素であることから、水辺の修景についての検討を行い、水質の保全を図ります。



4.3.3 南部ゾーン



(1) 地域の環境特性

中央市街地ゾーンの南に位置し、大和郡山市・天理市と境界を接する地域です。奈良盆地の東側の山ろくに沿って通る日本最古の幹線道路である「山辺のみち」が南北に走り、古社寺や弥生時代に村落ができたといわれる窪の庄集落がある等古代からの歴史をもつ地域です。

「山辺のみち」から東部は山地部が広がり、古社寺を中心として集落が分布し自然と歴史につつまれた特徴ある環境を形成しており、西部は、帯解市街地や農村集落が中心となった田園地帯が形成されています。

山地部から平地部にかけて土地利用やその景観が変化し、山地、農地、住宅地、工業市街地が形成されています。平地部において用途が混在しています。

(2) 地域の環境づくりの方向

●良好な居住環境の整備を図ります。

- ・平地部において良好な居住環境の確保に向けての整備を図ります。

●周辺環境に影響を及ぼさない工業地環境の整備を図ります。

- ・本市における唯一の工業集積地であることから、周辺環境への影響を及ぼさないような工業地環境の整備を図ります。
- ・住工混在が生じないように、適正な土地利用の誘導等を進めていきます。

●「山の辺」景観の保全・育成を図ります。

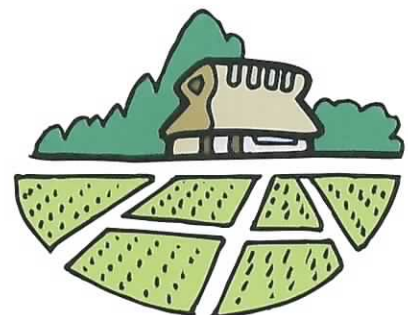
- ・「山の辺のみち」を中心とした地域東部の山ろく地域は、緩やかに傾斜する地形の中に農業集落や農地が展開しており、地域固有の風土を醸し出しているとともに、奈良山丘陵、生駒山系等、大和の歴史を感じさせる絶好の眺望に恵まれていることから、周辺の自然環境とともに、日本最古のみちにふさわしい趣きのある景観の保全・育成を図ります。

●良好な田園環境の保全・活用を図ります。

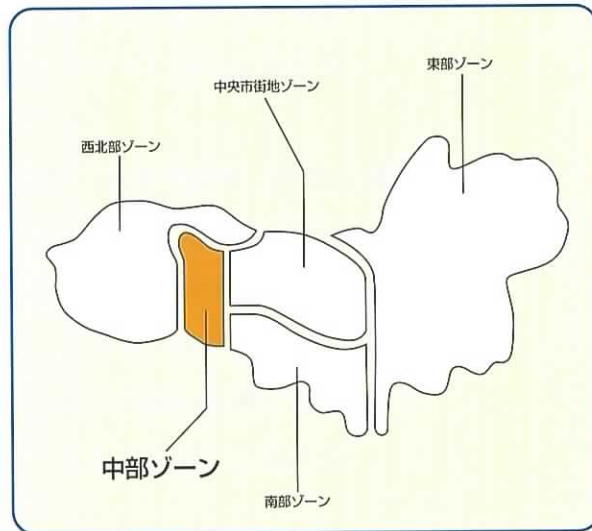
- ・本地域の広がりのある田園環境や緑に恵まれた集落環境は、本市の中でも特徴のある環境を形成していることから、その良好な田園環境を守り育てていきます。

●水辺環境の保全と育成を図ります。

- ・地蔵院川、菩提仙川等の河川や廣大寺池等のため池は潤いのある水辺空間としてその水質の保全を図るとともに、水辺環境保全に努めます。
- ・岩井川ダムの建設にあたってはダムの水景観を活かした観光レクリエーション機能の整備を図ります。
- ・水質の保全を図るために公共下水道及び農業集落排水施設の整備を推進します。



4.3.4 中部ゾーン



(1) 地域の環境特性

平城宮跡を中心として南北に広がるゾーンであり、平城山風致地区や唐招提寺、薬師寺といった世界的な歴史的文化遺産に恵まれており、このゾーンには、秋篠川が流れています。

平城宮跡周辺は、関西文化学術研究都市の建設に関する計画において「文化学術研究地区」に位置づけられています。

平城宮跡の後背地である奈良山丘陵の緑は、平城宮跡の貴重な借景となっており、そのふもとは世界的な歴史的文化遺産が数多く点在しています。

朱雀大路跡地周辺一帯は、田園地帯として、奈良西部の新市街地と東部の中央市街地の間の貴重なオープンスペースとなっています。

また、本地域の南西部、西ノ京地区は、世界的な歴史的文化遺産である唐招提寺、薬師寺が立地し、その周辺には旧集落が形成されています。

本地域を東西に横切り現代奈良のメインストリートとなっている大宮通りと国道24号との交点は、広域から訪れる人々にとって本市の玄関口となっています。

(2) 地域の環境づくりの方向

●世界的な歴史的文化遺産の重点的な保全を図ります。

- ・本地区は、中央市街地ゾーンとならび世界に誇るべき歴史的・自然的環境を有する地域であることから、今後とも風致地区や歴史的風土保存区域等の法的措置を遵守し、これらの景観や歴史的・自然的環境の保全を引き続き行っていきます。

●平城宮跡の復元整備による歴史環境の保全を図ります。

- ・史跡朱雀大路跡の復元整備等、平城宮跡の復元を図るとともに、平城宮跡の近景や、東大寺大仏殿、興福寺五重塔、若草山へ至る遠望景観の保全を図ります。
- ・歴史的空間を憩いの場として活用することを図ります。

●朱雀大路跡の復元整備を軸とした歴史環境の保全を図ります。

- ・朱雀大路を軸として歴史的文化遺産と自然環境とが一体となった潤いある歴史的空間の整備を図り、南北方向の景観に配慮した見通しを確保するとともに、歴史的景観の保全・育成を図ります。
- ・歴史的空間を憩いの場として活用することを図ります。

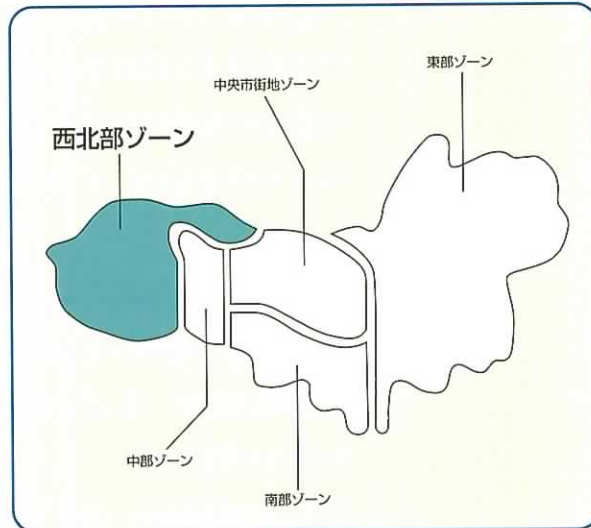
●歴史と自然が一体となった良好な環境と景観の保全・育成を図ります。

- ・借景となる奈良山丘陵等の青垣の山並み、近景の緑や集落と歴史街道が一体となって形成された歴史的な趣きを感じられる良好な環境と景観の保全・育成を図ります。

●河川の水辺環境の保全と育成を図ります。

- ・平城京の水路として利用された秋篠川をはじめ、小河川や点在するため池は、歴史的景観の構成要素であるとともに、身近な水辺として良好な居住環境を高めていくものであることから、これらの水質改善と水辺環境の保全・整備を図ります。

4.3.5 西北部ゾーン



(1) 地域の環境特性

平城ニュータウンを中心とした北部と西大寺から以西の西部地域をひとつのゾーンとした地域です。本地域は、大阪近郊の住宅地として、昭和30年代西部地域の住宅開発以降、急速に都市化した地域です。地域西部には、富雄川が南北に流れています。

地域の大部分は計画的な大規模開発によって、良好な住宅地を形成しています。

(2) 地域の環境づくりの方向

●丘陵地の緑豊かな自然環境と景観の保全・育成を図ります。

- ・ 矢田丘陵、西ノ京丘陵は、平城京を囲む青垣山のうち、西側の緑の山並みの景観を形づくっているとともに、本地域の市街地の緑のふちを形づくり、潤いある市街地の形成に寄与しているため、これらの緑豊かな山並みの自然環境と景観の保全・育成を図ります。

●潤いある良好な居住環境づくりの推進を図ります。

- ・ 郊外住宅地としての成熟化に対応しながら、良好な居住環境の保全を図る一方で、無秩序な開発を抑制するとともに、面的な整備により、良好な住宅地の形成を図ります。

●安全で快適な道づくりの推進を図ります。

- ・ 道路体系の整備やバス経路を中心とした公共交通網の整備充実により、近鉄学園前駅周辺や近鉄富雄駅周辺などの生活拠点における交通集中を抑制し、歩行者にとって安全で快適な歩行者空間の整備を図ります。

●身近な快適空間の創造・再生を図ります。

- ・ 宅地開発が進む中で、緑空間や水辺のアメニティの確保など、身近な快適空間の創造・再生を目指していきます。

